

1. 議事日程

〔平成22年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成22年12月 8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第94号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第95号 安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第96号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第97号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例 |
| 日程第7 | 議案第98号 安芸高田市給食センター設置条例 |
| 日程第8 | 議案第99号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第100号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第101号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第102号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第103号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第104号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第105号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第106号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第107号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第108号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第109号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第110号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 発議第10号 ごみ減量と循環型社会実現に向けた取り組みを求める意見書について |

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

17番 今村義照 18番 亀岡等

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	消防長	光下正則
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
先の第4回臨時会において、選任いたしました各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。
総務企画常任委員長に秋田雅朝君、同副委員長に前重昌敬君、文教厚生常任委員長に青原敏治君、同副委員長に宍戸邦夫君、産業建設常任委員長に入本和男君、同副委員長に和田一雄君、議会運営委員長に金行哲昭君、同副委員長に大下正幸君、以上でございます。
そのほかの件については議会事務局長より報告をいたさせます。

- 佐々木事務局長 佐々木事務局長。
それでは諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、監査委員より平成22年12月7日付で平成22年度定期監査の結果に関する報告の提出がございました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番 今村義照君、及び18番 亀岡等君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。
平成22年第4回定例会の運営につきまして、去る11月11日、12月1日及び12月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から12月21日までの14日間といたしました。議事の都合により12月11日から20日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案17件及び発議1件、計18件でございます。

議案の審議につきましてでございますが、議案第94号及び議案第95号はお手元の付託表のとおり提案理由の説明後、質疑を受け、総務企画常任委員会へ付託することにいたし、議案97号及び議案98号は提案理由の説明後、質疑を受け、文教厚生常任委員会へ付託することにいたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することにいたし、発議1件につきましても委員会付託を省略することにいたしました。

またお手元に配付いたしております、陳情等1件は文教厚生常任委員会へ付託することにいたしました。

次に一般質問の取り扱いについては13人から報告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に12月9日が7人、10日が6人といたします。以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第94号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第94号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成22年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集いただきまことにありがとうございました。

さて、平成22年も残すところ後わずかとなりました。現在、本市では平成23年度に向けた当初予算の編成作業に着手しております。御承知いただけますとおり、平成21年度決算におきましても、雇用環境や企業業績の悪化等により法人市民税を中心に市税が大幅に減少するなど、今後の財政運営への支障を懸念いたしております。とりわけ普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額が始まる平成26年度まで残すところ後わずか3年と迫っております。こうした状況を踏まえ、先に綱領としました財政運営方針並びに財政健全化計画に基づき、私はもとより職員各自が主体的かつ積極的に知恵を出し合い徹底的な経費の見直しを行うとともに、限られた財源を最大限に有効活用するため、厳正な施策選択や重

点鑑定した予算編成に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても行政改革の推進及び財政運営の健全化につきまして、一層の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

また御承知のとおり、政府は環太平洋連携協定いわゆるTPPについて協議開始を表明しております。このことは国内の自給率向上を図る中でTPPの参加をどのようにとらえていくのか大変大きな課題であるととらえております。私はとりわけ本市の基幹産業である農業への影響も非常に大きいと考えており、今後、国、県の農政の動向を重視、情報収集に努めるとともに議員の皆様とさらなる連携を密にし、方向性を定めていきたいと考えております。

さて本日は、条例及び補正予算関係の議案17件を提出いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議案第94号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、本市総合計画に掲げる喫緊の重点施策や第2次行政改革における民間活力の活用及びワンストップ化の円滑な推進を可能とする組織機構を構築するため、部及び課の一部を見直すこととし、関係条例の一部を改正するものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第95号 安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第4、議案第95号「安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第95号「安芸高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明いたします。

本案は給食調理員の一般職への職種転換に伴い、現在の63歳定年について経過措置を設けて廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本案についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第96号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第5、議案第96号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第96号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、現在行政改革実施計画に基づく基幹集会所の指定管理者制度の導入に関し、このたび八千代町の2施設に指定管理者制度を導入することについて、地元と協議が整いましたので関係条例の一部を改正するものでございます。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしく願いいたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。

- 清水総務企画部長 それでは議案第96号の要点について御説明を申し上げます。

表第1の改正でございますが、八千代町の上根集会所及び日韓友好親善刈田まちづくりセンターに集会所の管理を行うものを市長から指定管理者に改めるものでございます。これら二つの集会所は、来年度から新たに指定管理に移行したい施設ございまして、本議会の議決をいただいた後指定管理者の募集を行い、来年3月の定例会において指定管理者の議案の上程をし、4月1日からの指定管理制度を実施するものでございます。

なお現在、基幹集会所施設につきましては全体で36施設ございまして、現在のところ19施設が指定管理者制度によって運用をされておるという状況でございます。以上でございます。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第97号 安芸高田市福祉施設新設奨励条例

○藤井議長 日程第6、議案第97号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君

○浜田市長 議案第97号「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」について提案理由を御説明いたします。

本案は、各福祉計画に基づき安芸高田市市内において福祉施設を申請する事業者に対し、所要の奨励措置を講ずることにより事業者の施設の新設を促進させるとともに、経営の安定を図るため必要な事項を定めるものであります。

慎重に御審議を下され、適切なる議決をいただきますようお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第98号 安芸高田市給食センター設置条例

○藤井議長 日程第7、議案第98号「安芸高田市給食センター設置条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君

○浜田市長 議案第98号「安芸高田市給食センター設置条例」について提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成23年3月に安芸高田市給食センターを供用開始させるに当たり、給食センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

慎重に御審議をいただき、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第99号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第8、議案第99号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君
- 浜田市長 議案第99号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明いたします。
本案は、安芸高田市民プールのうち甲田高田原プールを廃止することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。
慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
教育次長 田丸孝二君。
- 田丸教育次長 それでは議案第99号の要点について御説明を申し上げます。
これは別表第1から安芸高田市甲田高田原プールを削除するものでございます。該当のプールは既に使用を停止し、昨年度プールの解体を行い整地を行ったものであります。従いまして、教育財産の要をなくした施設でございます。以上であります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第100号 平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

○藤井議長 日程第9、議案第100号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第100号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由を御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,203万9,000円を追加し、予算の総額を242億7,197万円とするものであります。

歳入につきましては、市税800万円、使用料及び手数料142万5,000円、国庫支出金2,885万1,000円、財産収入565万円、繰入金1,886万9,000円、繰越金1億3,003万5,000円をそれぞれ追加をし、分担金及び負担金937万円、県支出金3,934万7,000円、諸収入2,967万4,000円、市債2,240万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、民生費1億6,449万2,000円、衛生費2,755万3,000円、商工費241万6,000円、土木費167万6,000円、教育費2,270万5,000円をそれぞれ追加し、議会費181万4,000円、総務費3,635万6,000円、農林水産業費3,265万円、消防費1,285万円、災害復旧費4,313万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を44億2,380万円と定めるものであります。

以上、慎重に御審議を下さり適当なる議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第100号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」について要点の御説明を申し上げます。

補正予算書の10ページのお開きをお願いいたします。歳入でございますが、1款の市税、2項の固定資産税、1目の固定資産税は800万円の増額で新築家屋の増でございます。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金、1目の農林水産業費分担金489万円の減額は基盤整備事業及び地産事業の事業費の執行見込みの伴う受益者分担金の減でございます。2目の災害復旧費分担金448万円の減額は農業用施設災害復旧事業費の執行見込みに伴う受益者分担金の減でございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、1目の総務使用料42万5,000円の増額はN T T、中電等の電柱にかかる土地使用料と智教寺大所地域及び川根地域の市町村運営有償運送使用料を計上したものでございます。6目の土木使用料100万円の増額は滞納整理による市有住宅使用料の増でございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金5,309万1,000円の増額は国民健康保険基金安定負担金の確定と障害者自立支援等給付事業費及び生活保護扶助費の執行見込みにより国庫負担金の増と私立保育園の3歳未満児の入所見込み数の減による児童保護措置費負担金の減額が主なものでございます。2目の災害復旧費国庫負担金458万9,000円の増額は実施設計に伴う工事請負費の増による国庫負担金の増でございます。2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金474万2,000円の減額は在宅福祉事業費及び障害者自立支援等給付事業費の執行見込みによる補助金の減額が主なものでございます。4目の農林水産業費国庫補助金2,248万6,000円の減額は農山漁村活性化プロジェクト支援事業費の平成20年度・21年度事業の清算に伴う補助金の減額でございます。7目の教育費国庫補助金160万1,000円の減額は給食センター整備事業費の減に伴う安全・安心な学校づくり交付金の減額でございます。

15款の県支出金、1項の県負担金、1目の総務費県負担金43万6,000円の増額は県移譲事務交付金の増でございます。2目の民生費県負担金1,786万5,000円の増額は事業費の確定及び執行見込みに伴う社会福祉費及び児童福祉費負担金の増でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。2項の県補助金、1目の総務費県補助金189万7,000円の減額は事業費の確定に伴う地籍調査事業費補助金と消費者行政推進事業補助金の減でございます。2目の民生費県補助金905万3,000円の減額は地域生活支援事業費及び介護基盤緊急支援事業費の執行見込みによる。1節の社会福祉費県補助金が714万2,000円の減。また受診件数の増加による乳幼児医療費公費負担事業費の増額と保育対策支援事業費の減額による。2節の児童福祉費県補助金が191万1,000円の減額でございます。3目の衛生費県補助金1,460万2,000円の増額は季節性新型インフルエンザ予防接種費用の増額に伴う感染症予防事業費等補助金の増が主なものでございます。5目の農林水産業費県補助金1,921万4,000円の減額は農林事業費の執行見込みにより1節の農業費補助金の96万8,000円を増額し、2節の林業補助金も2,018万2,000円減額するものでございます。7目の災害復旧費県補助金4,160万1,000円の減額は災害査定と執行見込みによる事業費の減によるものでございます。

3項の委託金、2目の民生費委託金2万3,000円の減額及び4目の教育費委託金46万2,000円の減額は事業費の執行見込みによるものでございます。

16款財産収入、1項の財産運用収入、1目の財産貸付収入128万8,000円の減額は高宮農協食堂ほか2件の契約解除に伴う貸付収入の減額でございます。2項の財産売払収入693万8,000円の増額は市有地6筆と公用車2台の売払収入を計上したものでございます。

18款の繰入金、1項の特別会計繰入金は総額1,886万9,000円の増額で各特別会計の平成21年度分の繰出金の清算によるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。19款の繰越金は前年度からの純繰越金として1億3,003万5,000円を増額したものでございます。

20款の諸収入、5項の雑入、4目の雑入3,133万8,000円の減額は生活保護費返還金と養護高美園措置受託金の増及び公共交通協議会返還金の減が主なものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。21款の市債は2,240万円の減額でそれぞれの事業の執行見込みに伴い充当する起債を調整したものでございます。

続きまして歳出でございますが、18ページ、19ページをお願いいたします。このたびの歳出補正につきましては、事務事業の執行見込みに伴う事業費の仮清算予算調整をいたしております。また職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う給料表の改定と期末勤勉手当支給月数の変更による減額をいたしておりますので、各費目での説明は割愛をさせていただきます。なお職員給与費等につきましては62ページ、63ページに給与費明細書を掲載しております。先ほど申し上げましたように、減額する費目につきましては事務事業の執行見込みに伴う予算調整でございますので、主に増額する費目について説明欄にそって説明をいたします。

1款の議会費は181万4,000円の減額で議長の役員就任による会議出席に伴う旅費の増額と政務調査費未申請分の減額が主なものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費は307万8,000円の減額で職員人件費の調整と文書発送件数の増による通信運搬費及び発送委託料の増額が主なものでございます。5目の財産管理費は総額で3,289万7,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。主な増は庁舎管理費が3,387万円の増額で窓口ワンストップ化に伴う庁舎改修経費の調査設計委託料、工事請負費、備品購入費等3,850万円を計上したものでございます。また地域活動拠点施設費が87万7,000円の増額で、次の22ページ、23ページをお願いいたします。地域小規模集会所整備費補助金の増が主なものでございます。その他は事務事業の執行見込みによる予算調整でございます。6目の基金管理費59万8,000円の増額は前年度剰余金による市有住宅管理運営基金の積立金を計上するものでございます。7目の企画費は5,443万8,000円の減額で、主なものは給食センター整備事業費の工事の執行に伴い清算見込みによる減額と供用開始に向けての備品購入

費の追加、また生活路線確保対策事業費における10月からの新交通システム全市運行開始に伴い、路線バス運賃や回数券精算事務等の安芸高田市公共交通協議会負担金の増が主なものでございます。10目の諸費から13目の地籍調査費までは執行見込みに伴う費目組み換えと事業費の調整でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。2項の徴税费、2目の賦課徴収費586万3,000円の減額は評価替えに伴う不動産鑑定業務の委託料の確定による減額と申告事務に伴うシステム改修業務委託料等を計上するものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。3款の民生費、1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費は1,698万5,000円の増額で職員人件費と執行見込みに伴う事業費の調整と国県支出金と清算返還金及び国民健康保険特別会計繰出金の増額が主なものでございます。2目の障害者福祉費は7,869万5,000円の増額で主な増額は施設入所者施設訓練等支援費の見込み額の増と国県支出金清算返還金の増。また日常生活用具申請件数増による委託料と日中一時支援件数の増による扶助費の増が主なものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。3目の老人福祉費759万7,000円の増額は執行見込みに伴う事業費の調整と地域介護拠点整備事業のうち認知症対応型デイサービスセンター事業所の応募がなったことによる事業費の減額、また介護保険特別会計への繰出金及び国県支出金と清算返還金の増が主なものでございます。5目の社会福祉医療公費負担事業費555万6,000円の増額は乳幼児健診の受診件数増による医療費を追加するものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。8目の社会福祉施設費561万7,000円の増額は特別養護老人ホームかがやきの漏電調査委託料と養護老人ホーム高美園介護保険適用後事務費の清算分等の追加による委託料を計上するものでございます。2項の児童福祉費、2目の保育所費は1,133万2,000円の減額です。公立保育所管理運営費が職員人件費と執行見込みに伴う事業費の調整で主な増は平成22年度4月1日からの職員勤務時間が短縮になったことに伴う非常勤職員の時間外報償及び人材派遣事業業務委託料を増額するものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。私立保育園費は3歳未満児の入所見込み人数の減に伴う私立保育所措置委託料の減額が主なものでございます。3項の生活保護費、1目の生活保護総務費51万円の増額は電子レセプト管理システム導入負担金の増でございます。2目の生活保護扶助費6,077万4,000円の増額は生活保護費の所用見込み額の増でございます。

4款の衛生費、2目の健康づくり推進事業費1,443万5,000円の増額は執行見込みによる事業費の調整と季節性新型インフルエンザ予防接種費用の増額に伴う委託料と個人負担助成の増が主なものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。4目の環境衛生費1,670万3,000円の増額は執行見込みによる事業費の調整でございます。主な増は飲料水供給施設整備事業費の630万円で自己水源枯渇等の補助の増額とその他特別会計の補正に伴う繰出金の調整でございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費は535万9,000円の減額で職員人件費の調整と農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額でございます。3目の農業振興費は914万3,000円の増額でございます。主な増は農地保全対策事業費や有害鳥獣対策補助金630万円の増額でございます。中山間地域直接支払事業費は第3期事業の開始に伴い協定数の増による補助費1,399万円の増額でございます。集落営農支援事業費は集落法人育成加速化支援事業における事業実施法人の新規設立数の増加により補助費1,636万円の増額と高生産性農業集積促進事業の終了による補助費1,687万8,000円の減額でございます。担い手育成事業費は認定農業者機械施設整備支援事業の申請件数増による補助費117万円の増額でございます。地産地消推進事業費は592万4,000円の増額で、38ページ、39ページをお願いいたします。三矢の日記念日制定イベントの実施経費と安芸高田市ゆかりの会募集チラシ等の印刷経費、また新規事業の農産物トレーサビリティシステムモデル支援事業補助金200万円を計上するものでございます。生産条件整備事業費は平成20年度、21年度農山漁村活性化プロジェクト支援事業の生産に伴う補助費の2,248万6,000円の減額でございます。農業振興施設管理運営費は八千代四季の里運営経費と甲田町市ヶ原未来センター格納庫等の修繕費の増額でございます。4目の畜産振興費40万8,000円の増額は堆肥センターの修繕費の増が主なものでございます。5目の農村整備費は1,487万8,000円の減額で各農村整備事業費の執行見込みによる事業費調整と費目の組み換えでございます。主なものは小災害復旧事業補助金と農地農業用施設整備補助金623万9,000円の増額と40ページ、41ページをお願いいたします。農道整備事業費と水利施設整備事業費の県補助の事業費の減による工事請負費の減額と県営事業の減による負担金の減額でございます。2項の林業費、2目の林業振興費は1,457万4,000円の減額で、主なものは有害鳥獣対策事業費が捕獲見込み頭数増加による委託料400万円の増、また林道新設改良費天王山線の事業費380万円の減と補助事業の凍結による作業道開設補助金1,507万5,000円の減額でございます。3目の治山事業費773万円の減額は事業箇所数の減による小規模崩壊地復旧費事業費の減額と、42ページ、43ページをお願いいたします。小規模崩壊地復旧事業費から林地崩壊防止事業費への予算組み換えでございます。

7款の商工費、1項の商工費、2目の商工業振興費248万3,000円の増額は八千代フォルテ浄化槽減水ポンプ等の修繕費と企業誘致に伴う進入路整備工事費の増が主なものでございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。8款の土木費、2項の道路橋

梁費、2目の道路維持費は2,000万円の増額で市道除雪業務委託料を追加するものでございます。3目の道路新設改良費は道路改良事業の執行見込みに伴う費目組み換えでございます。46ページ、47ページをお願いいたします。4項の都市計画費、2目の公共下水道費1,661万2,000円の減額は特別会計の補正に伴う繰出金の調整でございます。5項の住宅費、1目の住宅管理費60万8,000円の増額は職員人件費と執行見込みに伴う事業費調整で若者定住、行部住宅と田草住宅の空き家修繕費の増が主なものでございます。

9款消防費、1項の消防費、1目の常備消防費814万5,000円の減額は職員人件費と執行見込みに伴う事業費の調整でございます。48ページ、49ページをお願いいたします。主な増は火災予防費の住宅用火災報知器設置啓発用看板作成と備品購入費150万円の増が主なものでございます。3目の消防施設費474万4,000円の減額は耐震性貯水槽整備事業費の確定による工事請負費800万円の減額と八千代第3分団詰所建設工事費380万円の増額が主なものでございます。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費107万1,000円の減額は職員人件費と執行見込みに伴う事業費の調整と費目の組み換えでございます。50ページ、51ページをお願いいたします。主な増につきましては、小・中学校の消防施設、電気設備等の修繕費の増でございます。3目の学校教育振興費1,132万2,000円の増額は学力向上推進事業費の小学校教科書更新に伴う教師用指導書、指導備品の購入経費の増額が主なものでございます。2項の小学校費から54ページ、55ページの5項の社会教育費、8目の国際交流費までは職員人件費と執行見込みに伴う事務事業費の調整でございます。9目の文化芸能振興費は467万4,000円の増額でございます。56ページ、57ページをお願いいたします。主な増額は文化センター運営事業費の八千代フォルテと田園パラッツォ及び甲田ミュージズの施設維持費が142万8,000円。また美土里生涯学習センターまなびの消防設備改修工事費が317万円の増額でございます。10目の文化財保護費23万1,000円の減額は執行見込みに伴う事業費の調整で、増額は新町住宅跡地の試掘調査委託料120万円を計上するものでございます。6項の保健体育費、58ページ、59ページをお願いいたします。3目の学校給食費は1,411万9,000円の増額でございます。学校給食施設管理運営費は職員人件費及び各給食センターの事務事業の執行見込みによる調整と運営委員会等の経費を計上するものでございます。給食センターの運営に要する経費は新しい給食センターの完成に伴う落成式開催経費と4月本格稼働に向けた3月の試験調理期間における必要経費1,696万2,000円を計上するものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。11款災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、1目の農地災害復旧費21万9,000円の増額は事務費を計上するものでございます。2目の農業用施設災害復旧費は災害査定と施行年度変更により工事請負費6,400万1,000円を減額するものでご

ざいます。2項の土木施設災害復旧費は2,115万円の増額で実施設計による工事請負費の追加と事務費の減額をするものでございます。

それでは元に戻っていただいて、4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。総務事業債を3,100万円増額して1億9,520万円に。農林水産事業債を1,200万円減額して3,330万円に。消防事業債を50万円減額して5,670万円に。教育事業債を8,510万円減額して11億7,390万円に。特別会計繰出債を2,820万円減額して1億5,330万円に。臨時財政対策債を8,350万円増額して13億4,020万円に。災害復旧事業債を1,110万円減額して1億2,410万円とし、補正後の借入限度額を44億2,380万円とするものでございます。以上で要点の説明を終わります。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
この際11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時57分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
6番 水戸眞悟君。

- 水戸議員 歳出のほうで一部お伺いをしたいと思いますが、37ページの農地保全対策事業費のところの有害鳥獣対策補助金の630万円の今回の補正ということと、41ページのやはり有害鳥獣対策事業費ということで有害鳥獣捕獲委託料ということになってございます。これは毎回両方とも、片方はある意味防護さくの設置といったことでもう一方のほうでは捕獲奨励金といったような形になっていると思うのでございますが、まず双方のボリュームというか、防護さくについてはどの程度のものを予定されてこれだけを今回の12月補正で630万円というものが必要なものであろうかということでございます。それからやはり有害鳥獣対策の捕獲委託料ということになりますと、これにつきましてはシカでは9,000円、イノシシでは5,000円という1頭当たりの単価になってあろうかと思っておりますけれども、これも単独市費で賄っていくということございまして、年々この費用というのは増加の傾向にあるのではないかとということで危惧されるわけですが、ここの400万円につきましてはシカ、イノシシあるいはカラス等々の駆除もございましてけれどもどのような中身について今回400万円の補正計上がなされているのかということについてお伺いをいたすところでございます。

- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
産業振興部長 大野逸夫君。

- 大野産業振興部長 農地の保全を目的に実施しております防護さく、農地保全対策事業費の中の有害鳥獣対策補助金でございます。これは7月の広報誌でこの防護さくの特集を組みまして、7月の広報誌の中では10月を今年度の締め

切りということで広報させていただきました。その結果、27件の追加の申請があったものでございます。そのうち10件につきましては、国の補助に該当する広い面積を囲っていただきたいということでお願いをしまして、平成23年度の国の補助にまわさせていただき、今回17件の10月末までに出たものについて補正をお願いするものでございます。

続きまして、41ページの有害鳥獣対策費に計上いたしております捕獲に対する委託料でございます。これは市内の全体でのイノシシの捕獲頭数1,055頭、シカが1,965頭、年度当初に県との協議の中で決めております。10月末までにイノシシについては655頭、シカにつきましては1,310頭の捕獲をいただいております。全体ではこの額に9,000円と5,000円をかけますと2,296万円という額になります。当初予算では押さえた予算を計上いたしております1,896万円の当初予算の計上でございました。そして猟期が始まって割り当てをいただいた残りのイノシシ400頭、シカ650頭に対して9,000円、5,000円をかけたものを今回400万円の補正とお願いするものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 ただいまの答弁の中で1点ほどお願いしたいのですが、私のほうで認識不足かもわかりませんが、つまり400万円の捕獲補正を組んであるということで来年の3月31日までの間が見通されているということでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 猟期が始まりまして、11月15日から2月までの猟期の間には猟友会の方に集中的にとっていただくということの中から、全体の割り当てであります1,055頭と1,965頭に対応していただくだけの予算を今回補正で計上させていただきました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 大変わかりました。つまり3月補正でまたというようなことにならないければよろしいがというふうに危惧をいたしておるところでございます。なお、これに関しまして関連することなんですけれども、平成22年度からいわゆる新たに猟銃の所持許可を得られた方々に対して、その必要経費の6万円程度を補助するということがなされておると思っておりますが、現在安芸高田市内の猟友会の猟銃等の所持許可の皆さん方は100名ちょっとというふうになっておまして、非常に高齢化も進んでおるといったことでその対策も講じられておるところですが、これに対して本年度どの程度の所持者が新たにおられてそれに対する補助金の交付額がどの程度であるかということに関連してお伺いしてよろしいでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 安芸高田市内の猟友会の会員の総合計は145名でございます。そのうち議員御指摘のように有害鳥獣捕獲班に加入をいただいている方が108名でございます。つまり108名の中で第1種の免許の所持者、銃砲の所持者が90名ということでございます。最高齢は84歳、一番若い方で34歳、平均年齢は64歳ということでございます。その高齢化の中で今年度から新たに免許の所持者に支援をしてきたわけですけれども、現在のところ2名の方が新たに1種の免許の所持をいただいております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
17番 今村義照君。

○今村議員 数点ちょっとお伺いをしたいと思いますが、まずは歳入のほうの11ページ、民生費の国庫負担金でございます。このうち児童保護措置費の負担金が1,310万円ほど減額になっております。その要因と恐らく33ページの歳出の私立保育園の園費2,298万6,000円が減額になってるわけでございます。この関係についてどういうふうな要因があってそういう形になったのか、その点がまず1点でございます。

そして次に、15ページの諸収入のことでございますが、公共交通協議会の返還金として3,789万2,000円の減額、それと歳出に伴う関係についてもう少し詳細について御説明をお願いしたいと思います。

次に21ページの庁舎の管理費でございます。今のワンストップ化に伴う対応ということでそこに計上されておりますが、その内容について御説明をお願いしたいと思います。

それと31ページの公立保育所のほうの管理運営費でございますが、そこで報酬及び非常勤職員の報酬として約1,100万円ばかりの計上がなされておりますが、その詳細についてどういう内容であるのか御説明をお願いしたいと思います。あわせてその下の派遣業務の委託料、人材派遣委託料、このことについても御説明をお願いしたいと思います。

それと、33ページの生活保護に関する扶助の関係でございますが、今の動向と今後どういったような形になるのか、その状況について御説明をお願いしたいと思います。以上、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 福祉保健部に関係する部分について御説明申し上げます。まず、11ページの歳入の児童保護措置費の負担金の1,310万4,000円の減額。議員御指摘のとおり、公立保育所は一般財源化によりまして今補助金はございません。私立保育所のみ補助金でございます。ということで私立保育所の措置費の委託料に伴う減でございます。人数的に言いますと当初予算の編成時におきましては私立保育所が、可愛保育園、入江保育園、八千代南保育園、刈田保育園の4園がございまして、その3歳未満、ゼ

口歳、1歳、2歳につきまして95名程度で予算化しておりましたが、現在のところ84名、約10名程度減ということで歳出に伴うものでございますが、歳出の33ページの私立保育園の措置委託料2,369万の減額と連動いたしております。ということで月平均10名程度の減、年間で100名ちょっとの減になり委託料の減額に伴うものの歳出・歳入でございます。

それから、次に4点目の31ページでございます。公立保育所の非常勤の職員の報酬の1,096万8,000円を増額したことについてでございますが、これは非常勤の勤務時間は市の職員と同じでございますが、週1時間減になりまして1週間に30時間から29時間ということで年間50日でございますということで、年間で52時間、これ時間外対応ということにいたしております。ということで保育士が17万1,000円の月額とクラスもっておりますが17万8,000円の月額報酬で時間単価がそれぞれ1,315円と1,369円でございます。これの50日間、52時間をかけまして、一人当たり年間で6万8,380円とクラス持ってますが7万1,181円の増になります。これは保育士が48名とクラスを持っておるのが22名、合計で70名の非常勤の職員がおりますということで、これに伴う時間計算したものの負担化を今回補正するものとあわせまして、職員数が当初66名で現在4名の増ということで、先ほど申しました70名でその非常勤の職員が増加したことによりますものに対する非常勤職員の報酬の増額でございます。それと人材派遣の委託料の関係でございますが、これにつきましても非常勤の保育士の休み、病休をした職員もでございます。それによる補充の関係、パートを時間給で雇う派遣の職員を雇うもの。それとまた非常勤の調理員がおりまして、これが栄養士の資格を持っておりまして教育委員会のほうからぜひとも統合給食センターのほうに係らせてほしいこととございまして、栄養士の教育委員会のほうへ移りましたのでこれにかわる者を派遣の調理員をここにあてまして委託料をふやしたということの増額合わせて年間337万3,000円の理由でございます。

それから生活保護の33ページの関係でございますが、生活保護の状況につきましてもは保護動向が現在経済不況相変わらずでございますが、によりまして保護世帯と人員増によるもので、昨年度の当初181世帯301名ということで予算計上を出してみましたが、現在204世帯329名ということで増加しております。今現在も保護相談なり保護申請に至るものもかなりありますということで今後の動向も今の横ばいなり微増傾向というのもあるというふうに今私の判断にはしております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 それでは歳入における14ページの御質問にありました雑入、政策企画課関係雑入の中の公共交通協議会返還金、それと歳出にあります23ページの生活路線確保対策事業費について少し説明をということでしたので説明をさせていただきます。

まず、この公共交通協議会返還金というものは地域公共交通活性化再

生総合事業費補助金という国の補助金相当分が協議会に入るということの中で協議会からの返還金としてこの諸収入の中に市の雑入の中に入れるという仕組みでございます。そういった中、今年度当初の予算では5,800万円程度の補助金を見込んで予算化しておりましたが、国の事業仕分け及び配分額が減った中、今年度国からの内定をいただきました補助金が2,105万9,000円となりましたのでこの差額分の返還金を減額とさせていただきます。なお、この国庫補助事業の減額となった相当分につきましては起債の充当等を想定して予算をさせていただいております。

さらに歳出について少し説明をさせていただきます。今回の補正として879万円の公共交通協議会の負担を予算化させていただいております。その内訳的なものを少し説明させていただきますと、当初予定していた費用より路線バス運行等にかかわる運賃收受の手法、また回数券の発行及びバス車両等の洗車機、また広電の吉田出張所の中の利用、そういったことの経費の増及びバス等のスタッドレスタイヤ等そういったものの経費を今回879万円の増額で計上させていただいております。以上です。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

行政経営課長 武岡隆文君。

○武岡行政経営課長 21ページの調査管理費のうちワンストップ化にかかる内容についての御説明をとということでございます。

本市におきましては平成23年度よりワンストップ総合窓口の構築に向けて現在準備を進めておるところでございます。今回の補正におきましては、工事請負費2,600万円、それと18節の備品購入費1,020万円、それと保証金50万円、それと委託料のうち調査設計委託料330万円でございますが、このワンストップ総合窓口の整備に係る設計委託を180万円計上させていただいております。基本的には今後実施設計が終わった段階で詳細な事業費が確定するわけでございますが、現時点では概算見積もりということで御理解を賜りたいと思います。まず、工事請負費2,600万円につきましては建築工事費が1,400万円。これにつきましてはかねてから現在の会計課が非常にわかりにくいということがございまして、この窓口サービスの向上に向けてはこの会計課の移転を来庁者のフロアの前面に移転をするということでございます。それと会計課移転後の後をまた改修をするといったことが主な内容でございます。さらには現在クリスタルアージュ内の子育て支援センターがございしますが、プレイルームにつきましては現在のまちづくり支援課に移設を計画をいたしております。と言いますのも、会計課が第1庁舎フロアの前面に出てまいりますので福祉保健部のフロアが狭隘になるということで、この際そういった移設もさせていただきたいと考えております。それと電気設備工事300万円を予定しております。これにつきましては照明工事、あるいは空調の追加工事に伴う容量が不足をしておるということでそういった増設の工事を行うようにしております。さらには機械設備、これにつきま

しては現在第1庁舎の空調が人数の割りに対応できていないということで空調の増設をこの際させていただきたいというふうに考えております。それと総合窓口のメインとなります各部署の案内サイン、これを450万円合わせて1,400万円、工事請負費につきましては2,600万円計上させていただきます。さらには備品購入費につきましては一般備品ということで基本的には4つのコーナーを設けとることにしておりますが、窓口エリアと業務エリアの仕切りパーテーションあるいはカウンターの秘密の保持ということもございまして仕切りのパネルの設置。それと窓口コーナーのいす、テーブル等を予算計上させていただきます。補償金50万円計上いたしておりますが、これにつきましてはJAのオンラインシステムの会計課の移設と同時に行う必要がございますので、これを50万円計上させていただいたところでございます。以上でございます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 1点お聞きします。  
12ページの財産売払収入の件でございますが、698万8,000円ですかね。中身をちょっとお聞きしたい。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。
- 清水総務企画部長 12ページの財産収入の財産売払収入612万7,000円、これの内容につきましては財産売払収入として美土里町の本郷の市有地2,605平米、それから高宮町の原田のえのき団地というのがございますが、これの372平米、それから甲田町の上甲立に市有地がございますが381平米、この3カ所の売り払いを行いまして計612万7,000円の収入を計上させていただいたということでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
16番 入本和男君。
- 入本議員 51ページの学校教育振興費の需用費並びに18番の備品購入費についての具体的な説明をお願いします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
教育次長 田丸孝二君。
- 田丸教育次長 51ページの学力向上推進事業費の中にあります需用費の消耗品費でございますけれども、来年度から小学校の教科書が新しく新指導要領が改正されまして全面的に新しくなります。これに伴いまして教師の指導書というのがございますけれども、これも全面的に改定をして新しいものに取りかえる必要がございます。この指導書につきましては、いわゆる各学年にそれぞれ備えていきますので今年度分とすれば約770冊程度になるというふうに見込んでおりますが、その費用が873万3,000円でございます。

います。それから備品購入費でございますが、先ほどの新指導要領の改正に伴いまして新たに掛け図という前にかけて指導するものでありますが、国語それから書道等々のそういった掛け図が必要になってまいりますので、これが202万1,000円を予定しているものでございます。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
17番 今村義照君。

○今村議員 37ページの集落営農支援の関係でございますが、国のほうの補助が高生産性農業集積促進事業補助金が1,687万8,000円減額され、単独補助として集落への推進補助助成金1,636万円が計上されておりますが、この関係についてはどういうことになるのかその説明をお願いしたいのと、61ページの農業施設の災害復旧費の件でございますが、工事請負費として御説明では年度変更によるものということで6,400万円の減額ということでございますが、次年度ではどのような対応になるのかそこら辺の関係について御説明をお願いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 集落営農支援事業費の中の高生産性農業集積促進事業につきましては、平成22、21年と田草川地区の事業が完了したことに伴いまして、平成21年度で完了したことに伴う減額でございます。また集落営農推進助成金、これは当初3法人で20ヘクタールを計画いたしておりました。これが4法人となって60ヘクタール計画していたものが113.4ヘクタールになったことに伴います増額でございます。これは単独補助となっておりますが、県の補助を受けて増額をするものでございます。

それから61ページの6,308万2,000円の減額でございますが、これは大きな災害であります井堰が全損いたしておりまして、これが本課に係っている井堰2カ所を査定を受けまして、本来ですと今年度実施をすべきところですが、工期が取れないということもありまして7月の災害を受けておりまして仮設で用水地まではその井堰から利用されて用水が当てられていたという状況があつて、査定を受けた中で工期が取れないということで次年度にまわさせていただいて工期を取って次年度で施行するものでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号「平成22年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第101号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長

日程第10、議案第101号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君

○浜田市長

議案第101号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,821万8,000円を追加し、予算の総額を36億409万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金810万円、療養給付費と交付金500万円、財産収入38万9,000円、繰入金1,330万2,000円、繰越金7,496万1,000円をそれぞれ追加し、国民健康保険税3,150万円、県支出金203万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費8,100万円、基金積立金38万9,000円、諸支出金6万円をそれぞれ追加し、総務費928万8,000円、介護納付金356万6,000円、保険事業費37万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

慎重に御審議を下され、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長

それでは議案第101号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては主なものが本算定による国民健康保険税及び保険給付費の見込み、それに伴います国県負担金、交付金の補正及び平成21年度決算確定に伴います前年度繰越金についての補正を行うものでございます。

まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分2,220万円、2節後期高齢者支援金分現

年課税分550万円、3節介護納付金分現年課税分380万円の減額は世帯数の減及び経済不況によります所得の減が主な要因でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1節現年度分898万8,000円の増額は一般被保険者の保険給付費の増額と介護納付金の確定したことに伴うものでございます。4目特定健康診査等負担金、1節現年度分326万4,000円の減額は受診者数の減によるものでございます。2節過年度分3,000円の減額は平成21年度特定健康診査等事業実績に基づく負担金の清算分でございます。次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金237万9,000円の増額は一般被保険者の保険給付費増額と介護納付金の確定に伴う減でございます。

4款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金、1節現年度分326万4,000円の減額は国庫負担金と同様に受診者数の減。2節過年度分3,000円の減額は平成21年度に基づく負担金の清算分でございます。2項県補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金123万3,000円の増額につきましては一般被保険者の保険給付費の増額と介護納付金の確定及び電算・改修システム業務委託料の減額に伴うものでございます。

次に5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、1節の現年度分500万円の増額は退職被保険者の保険給付費増額に伴うものでございます。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金の38万9,000円の増額は財政調整基金運用利子でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金2,315万円の増額は本算定時におけます国民健康保険税軽減分に対する国、県、市の公費補てんに伴う増と職員給の減により一般会計より繰り入れるものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金984万8,000円の減額は歳入歳出の調整によります減額でございます。

11款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金7,496万1,000円の増額は平成21年度国民健康保険特別会計への繰越金でございます。

続いて、歳出でございます。12ページ、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万8,000円の減額は人勸に伴います一般職員人件費の減でございます。2項徴税費、1目賦課徴収費、13委託料、882万円の減額は賦課徴収関係事務電算システム改修を予定いたしておりましたが、平成23年度新電算システムの更新に当たりまして必要最小限の改修を行ったため減額するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19の負担金補助及び交付金4,600万円の増額は退職被保険者等療養給付費の増加によるものです。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金3,000万円の増額は一般被保険者の高額療養費の増加によるものでございます。同じく2目の退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金500万円の増額は同じく退職被保険者の

高額療養費の増額によるものでございます。

次に、6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金の19節負担金補助及び交付金356万6,000円の減額は納付金の確定によるものでございます。

次に、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費の12節役務費12万5,000円の増額は通信費の増でございます。2項の保健事業費、2目の疾病予防費の13委託料13万6,000円の増額は人間ドック受診者増によるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。同じく19節の負担金補助及び交付金63万8,000円の減額は総合健診負担金の減によるものでございます。

次に、9款基金積立金、1項基金積立金、1目の財政調整基金積立金の25節の積立金38万9,000円の増額は歳入における基金利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料6万円の増額は平成21年度国庫補助金の清算分についての返還金でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第101号「平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第102号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）

- 藤井議長 日程第11、議案第102号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第102号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877万3,000円を追加し、その総額を5億520万7,000円とするものであります。  
歳入につきましては、繰越金877万3,000円を追加するものであります。  
歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金686万5,000円、諸支出金190万8,000円をそれぞれ追加するものであります。  
慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本福祉保健部長 それでは議案102号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について要点の御説明を申し上げます。  
まず歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。4款繰越金877万3,000円の増額は平成21年度の繰越金でございます。  
次に10ページ、11ページをお願いします。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は平成21年度後期高齢者医療広域連合保険料納付金の清算額過年度分の清算に伴うものでございます。  
3款諸支出金、2項繰出金190万8,000円の増額は平成21年度決算による生産帳価格を一般会計へ繰り出しするものでございます。以上で要点の説明を終わります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第102号「平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第103号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
(第2号)

○藤井議長 日程第12、議案第103号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第103号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,837万1,000円を追加し、予算の総額を38億2,338万3,000円とするものであります。

歳入につきましては国庫支出金4,234万1,000円、支払基金交付金4,229万5,000円、県支出金1,878万3,000円、繰入金3,996万8,000円、繰越金3,516万6,000円をそれぞれ追加し、財産収入18万2,000円を減額するものであります。

歳出につきましては総務費1,292万2,000円、保険給付費1億4,620万円、基金積立金2,084万9,000円をそれぞれ追加し、地域支援事業費160万円を減額するものであります。

慎重に御審議を賜り適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 それでは議案103号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についての要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成21年度の決算の精算、及び平成22年度上半期の事業執行に基づいた補正でございます。

歳入につきましては8ページ、9ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2,884万円、及び2項国庫補助金、1目調整交付金1,271万9,000円の増額につきましては歳出の介護給付費の増額に伴うものでございます。2目地域支援事業交付金(介護予防事業)130万5,000円の減額、及び3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)208万7,000円の増額は歳出の地域支援事業費の増減によるものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給費交付金4,386万円の増額、及び2目地域支援事業支援交付金156万5,000円の減額につき

ましても歳出の介護給付費及び地域支援事業費の増減によるものでございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分1,867万5,000円の増額は歳出の介護給付費の増額に伴うものでございます。2節の過年度分28万3,000円の減額は過年度分の負担金の額の確定清算によるものでございます。3項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）65万2,000円の減額、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）104万3,000円の増額につきましては地域支援事業の増減によるものでございます。

次に、6款財産収入18万2,000円の減額は介護給付準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金利子の歳入見込みによる減額でございます。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目介護給付準備基金繰入金2,383万1,000円の増額は歳出の介護給付費の増額に対し不足分を基金から繰り入れるものでございます。2項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1,827万5,000円の増額、及び10ページ、11ページをお願いします。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）65万1,000円の減額、3目包括的支援事業・任意事業55万7,000円の減額、4目のその他一般会計繰入金93万円の減額につきましては、それぞれ歳出の介護給付費また地域支援事業費また総務費等の増減によります補正を行うものでございます。

9款繰越金につきましては、平成21年度決算に基づき3,516万6,000円を増額するものでございます。

次に歳出でございます。12ページ、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,321万6,000円の増額につきましては一般職のPersonnel費63万6,000円の減額及び21年度決算に基づく一般会計への返還繰出金で1,385万2,000円追加補正するものでございます。3項介護認定審査会費29万4,000円の減額は上半期の事業執行委員会に基づく委員報酬を減額するものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費1億5,570万円の増額、それから下から3段目の2項介護予防サービス等諸費1,850万円の減額、及び14、15ページの3項その他諸費40万円の増額、4項高額介護サービス等費390万円の増額、5項高額医療合算介護サービス等費290万円の増額、それから6項の特定入所者介護サービス等費20万円の減額はそれぞれ上半期の事業執行にそれぞれ基づきまして年間決算的なものを見込み、各サービス費の補正を行うものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費の16、17ページをお願いいたします。2目介護予防一般高齢者施策事業費521万7,000円の減額は一般高齢者介護予防事業委託料の増額とお太助ポイント銀行、ポイントを預ける、また将来使うための銀行制度でございますが、これなかなか難しい課題が多くありまして、本年度実施は見送りとするため事業委託料の減額を行うものでございます。2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費18万5,000円の減額は職員人件費の補正でございます。6

目任意事業費380万2,000円の増額の主なものはお太助ポイント銀行事業、先ほど申しましたが総ヘルパー構想なりポイント制度についての銀行の制度の可否を含めて調査研究をする。またあわせて県立広島大学の先生等にも指導を受け、また調査、アンケート調査等を実施いたし次につなげるもので、今回任意事業のほうで委託料を計上するものでございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金2,086万2,000円の増額は21年度決算に基づいて繰越金から国、県支払基金一般会計への返還金を差し引きまして、それを積み立てる補正でございます。2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1万3,000円の減額は基金利子の見込み額の減の補正でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員 ちょっと1点ほどお聞きしたいと思いますが、給付費の関係で介護予防サービス給付費、それから介護予防のサービス計画給付費、いずれも減となっておりますが、その主たる要因は何であるのか。そしてそのことについて担当局とすればどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 介護予防の関係、若干ずつ落ちたりもしておるところもございますが、上半期の事業を見まして、9月までを見て年間を見た中での減額といたしますか、そこらでやらせていただいているようなものでございます。当初の見込みについてもどうだったかというのものもあるのかわかりませんが、一応負担を見込みながらということで今のところの細かい分析までこの場ではわかりませんが。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員 質問の意図がよくわからないかもしれませんが、要するに介護予防サービスに対してどういった計画のための給付費も落ちているわけですね。従いまして、そこら辺のサービスのあり方について今後どういうふうにされるのか。あるいは当初の計画、そこまで下がったっていうのは事務に対する対象者がどういうふうに変化したのか、そこら辺の要因もあるのでしょうか、どうなんでしょうか。あわせてちょっとお聞きをします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 介護予防の要支援1、2から要介護のほうへ移られた方もかなりあるわけございまして、そこらも要因の一つだろうというふうに感じております。またサービス計画費の関係につきましては、介護予防におきますサービス計画につきまして事業委託分は予算で出るんですが、今包括の

ほうで直営でやっておる部分がありまして、これは予算的には人件費がありますので予算的なものについては出てこないようなところもございまして、そこらの計画の関係、また予防のほうから要介護のほうへ移られるふうなところのいろんな面もあるのかなというふうな感じもしております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
10番 山本優君。

○山本議員 介護予防一般高齢者施策事業費の委託料の中でちょっと聞かせてもらいたいんですが、お太助ポイント銀行事業委託料が本年度は見送りというところでございますが、一応予算を立てとって見送りということは努力してからの結果だろうと思っておりますが、来年度に対してこれをどういうふうにしていくのか、計画とか考えがあったら聞かせてください。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 先ほどの要点説明でも申し上げさせていただきましたが、ポイント銀行につきまして市長からのいろんな指示を受けまして、将来的に蓄えとってそれを預ける銀行をいろいろ検討したところでございますが、行政がなかなかそれに携わってポイントを蓄えてみても、また将来に使えない、提供をしてもらえない時代も来る。また少子高齢化で支える支援者もいなくなったときこの蓄えた権利、ポイントを将来使いたくても使えない。それをだれが補償し、だれが責任をとるのかというふうないろんな面もございます。また市外、県外に出られたときにどうなるのかと言うような問題点もございまして、ポイント銀行につきまして早急にあせらずということで今後も検討課題としていこうというところでございます。それにかわりまして下のほうの任意事業のほうでポイント銀行の調査をしようということで先ほど申しましたが、市民総ヘルパー構想、ポイント制度につきましての銀行の可否も含めまして調査、研究、現代の広島金子先生にもお力をいただきまして、またアンケートもいろいろなボランティア関係のアンケート、ポイントについてのアンケート、いろんなことを調査する中で見えてくるものがあるのかということでもまず任意事業、一般財源のほうの中での調査、研究をして、今後ポイント銀行ができない場合もポイントにかわるボランティア市民総ヘルパーについていかにあるべきかというところを研究していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
10番 山本優君。

○山本議員 中身については大体理解しておるんですが、これは今調査、研究して来年度もまた継続されるという考えをお持ちでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 今年度アンケート調査等々を県大の先生に指導を受けましてというこ

との中で、次年度以降に続いてまたそれを元に分析しながらということで計画を今のところは考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第103号「平成22年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第104号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第13、議案第104号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第104号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万8,000円を減額し、予算の総額を4,590万8,000円とするものであります。

歳入につきましては繰越金66万9,000円を追加し、サービス収入60万円、繰入金179万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては諸支出金66万6,000円を追加し、総務費39万4,000円、サービス事業費200万円をそれぞれ減額するものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議案第104号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)」についての要点の説明を申し上げます。

予算書8ページ、9ページをお願いします。歳入でございますが、1款のサービス収入、1項の介護予防給付費収入、1目の介護予防サービス計画費収入60万円の減額は介護予防サービス計画費の減でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金179万4,000円の減額は一般会計からの繰入金の減額でございます。

3款繰越金66万6,000円は前年度、平成21年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万4,000円の減額は一般職員人件費の人勧等に伴います減額でございます。

2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費200万円の減額は介護予防サービス計画作成委託料の減額でございます。

3款諸支出金、1項繰出金66万6,000円の増額は歳入の前年度繰越金相当額を一般会計へ繰り出しし清算するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案104号「平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第105号 平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 藤井議長 日程第14、議案第105号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第105号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801万9,000円を減額し、予算の総額を4億9,695万円とするものであります。

歳入につきましては繰入金954万4,000円、繰越金6,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金250万円、諸収入586万9,000円、市債920万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては諸支出金6,000円を追加し、総務費12万5,000円、施設費790万円をそれぞれ減額するものであります。また地方債の補正につきましてはその借入限度額を1億2,010万円と定めるものであります。

慎重に御審議を下さり、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは要点の御説明をいたします。議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、3款の国庫支出金、1項1目の公共下水道事業国庫補助金で250万円の減額につきましては内示額が要望額を下回ったことによる清算見込みによる減額でございます。

4款の繰入金、1項1目の一般会計繰入金で954万4,000円の増額につきましては一般管理費、施設管理費、施設建設費、一般会計繰出金の補正に伴い繰入金を増額するものでございます。

5款の繰越金、1項1目の繰越金で6,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を歳入するものでございます。

6款の諸収入、1項1目の雑入で586万9,000円の減額につきましては清流園で処理し切れない浄化槽汚泥を吉田浄化センターに投入していましたが、自動除塵機かきあげチェーンが故障したため投入を停止し甲田浄化センターに投入したことと、浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターに投入し総合試運転等を行うことにより、吉田浄化センターへの浄化槽汚泥の投入を停止したため投入料を減額するものでございます。

7款の市債、1項1目の公共下水道事業債で920万円の減額につきましては、清算見込みによるものでございます。

次に歳出の12ページ、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目の一般管理費で12万5,000円の減額につきましては、一般職員人件費の減額でございます。

2款施設費、1項1目の施設管理費につきましては吉田浄化センターへの浄化槽汚泥の投入を停止したことにより財源を組みかえるものでございます。2款施設費の2項、1目の施設建設費で13節委託料790万円の減額につきましては清算見込みによるものでございます。

4款の諸支出金、1項1目一般会計繰出金で6,000円の増額につきましては、平成21年度決算による余剰金を一般会計へ繰り出すものでござい

す。

次に4ページをお願いいたします。元へ戻っていただきまして、地方債の補正につきましてはその限度額を920万円減額し1億2,010万円とするものでございます。以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員

雑入のところで吉田の運転停止と言われました。そこでそのチェーンが切れたという形でございますが、これは管理者はどちらさんでどのような管理の下でこうなってこういうことが発生したのか。何日間停止されたのか、そのあたりをもう少し具体的に説明をお願いいたします。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

吉田浄化センターの自動除塵機かきあげチェーンというのは、この9月の補正でその修繕費を計上させていただきました。あわせまして8月末からこの吉田浄化センターには投入を停止しておりまして、当初見込みの年間分、4月から12月分を当初見ておりましたが8月まで運転をいたしましたので、その8月までの使用済み歳入の311万3,000円を歳入しておりましたが、その当初予算の残り586万9,000円をこのたび減額をさせてもらうので計上しております。

管理者につきましては、施設管理費は市でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

今回の説明ですと修繕は当然直ってるんだと思うんですが、これはもう8月以降は年度内は受けないという計画でこういう数字になったんですか。

○藤井議長

答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

公共下水道の処理はその区域内でしておりますが、その汚泥を清流園で処理し切れないものをこれまで吉田浄化センターで処理しておったところでございます。そのものを清流園がこの11月から試験運転するから12月から稼働しますので、この吉田浄化センターには入れなくても間に合うということになりましたので、この減額補正をしております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

修繕のほうは終了したんでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

修繕は終了しております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案105号「平成22年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第106号 平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第15、議案第106号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。  
この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第106号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由を御説明いたします。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,290万4,000円を減額し、予算の総額を5億4,639万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金8,000円、諸収入224万4,000円をそれぞれ追加いたし、国庫支出金4,000万円、繰入金2,615万6,000円、市債1,900万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金8,000円を追加し、総務費12万8,000円、施設費8,278万4,000円をそれぞれ減額するものであります。また地方債の補正につきましてはその借入限度額を8,560万円と定めるものであります。

以上、慎重に御審議を下さり適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 要点の御説明をいたします。議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、3款の国庫支出金、1項、1目の特定環境保全公共下水道事業国庫補助金で4,000万円の減額につきましては内示額が要望額を下回ったことによる精算見込みによる減額でございます。

4款の繰入金、1項、1目の一般会計繰入金で2,615万6,000円の減額につきましては一般管理費、施設管理費、施設建設費、一般会計繰出金の補正に伴い繰入金を減額するものでございます。

5款の繰越金、1項、1目の繰越金で8,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を歳入するものでございます。

6款の諸収入、1項、1目の雑入で224万4,000円の増額につきましては吉田浄化センターへの投入を停止し、甲田浄化センターへ浄化槽汚泥を投入したため投入料を増額するものでございます。

7款の市債、1項、1目の公共下水道事業債で1,900万円の減額につきましては精算見込みによる減額するものでございます。

次に歳出の12ページ、13ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目の一般管理費で12万8,000円の減額につきましては人件費の減額でございます。

2款の施設費、1項、1目の施設管理費で12節役務費の171万6,000円の増額につきましては八千代、甲田処理施設の汚泥量の増加に伴い手数料を増加するものでございます。

2款の施設費、2項1目の施設建設費8,450万円の減額につきましては主なものといたしまして、13節の委託料2,100万円、15節の工事請負費6,350万円の減額でございます。精算見込みによる減額でございます。

4款の諸支出金、1項1目の一般会計繰出金で8,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案書の4ページへ戻っていただきたいと思います。地方債の補正でございますが、その限度額を1,900万円減額し8,560万円とするものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員 施設費のほうで施設建設費が委託料2,100万円、工事請負費が6,350万円とこれは両方合わせて8,450万円になりますが、相当大きな金額だと思います。これは計画ができなかったのか、実施できなかったのか、その辺の内容を教えてくださいたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 本年度22年度の国庫補助事業を要望いたしましたところ、特定環境保全で補助金で4,000万円、2分の1の補助でございますので、事業費が8,000万円の減額になるということで補助金が少なかった分、減額をさせてもらっておるところでございます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
10番 山本優君。
- 山本議員 補助金を半分取りながら、計画では8千何百万円の計画をつくったが国が認めてくれなかったからそれができなくてこれを減額したという意味でしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 事業が当初要望額を下回ったため事業費を減額したというところでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
10番 山本優君。
- 山本議員 事業はどのようなふうになっておるのか。国が事業を認めなかったからその事業費を減額したというのはわかるんですが、その後の事業はどのようなふうになっておるのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 1時49分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 特環の事業は本年度の事業につきましては予定箇所を実施しておるわけですが、当初補助要望額を要求しましたが国が一律75%ということになった関係でその事業を減額しておりますけど、当初22年度予定につきましては工事は21年度前倒しを含めまして実施をしておるところでございます。予定工事につきましては、実施をしておるところでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第106号「平成22年度安芸高田市特定環境保全公共下

水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで2時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第107号 平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第16、議案第107号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第107号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万2,000円を減額し、予算の総額を3億8,767万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金150万円、財産収入8,000円、繰越金9,000円をそれぞれ追加し、繰入金279万9,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金9,000円を追加し、総務費25万7,000円、施設費103万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

以上、慎重に御審議を下さり適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは要点の御説明をいたします。議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項、1目の分担金は加入分担金5件分の150万円を増額するものでございます。

3款の諸収入、1項、1目の利子及び配当金で8,000円の増額につきましては基金利子を歳入するものでございます。

4款の繰入金、1項、1目の一般会計繰入金で279万9,000円の減額につきましては一般管理費、施設管理費、一般会計繰出金の補正に伴い繰入

金を減額するものでございます。

5款の繰越金、1項、1目の繰越金で9,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を歳入するものでございます。

次に、歳出の10ページ、11ページをお願いいたします。1款の総務費、1項、1目の一般管理費で25万7,000円の減額につきましては一般職員人件費の26万5,000円の減額及び基金利子を基金に積み立てるための8,000円の増額によるものでございます。

2款の施設費、1項、1目の施設管理費の103万4,000円の減額につきましては11節の需用費の修繕料で国司クリーンセンター余剰汚泥引き抜き電動弁交換修繕費等マンホールの3カ所分の修繕費等によります312万2,000円の増額、それから12節の役務費の手数料415万6,000円の減額につきましては農業集落排水処理場での移動脱水車による汚泥の運搬を停止し汚泥再生処理センターへの汚泥収集運搬に切りかえたための減額分でございます。

4款の諸支出、1項、1目の一般会計繰出金につきましては9,000円の増額でございますが、21年度決算による余剰金でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 8ページについて伺います。分担金が補正前では96万円で補正額が150万円という、職員が努力された経緯だと思いますが、この補正前と補正額がこういう状況になったのはどういう形ですか。この予算の見積もりですね。それとこれによつての加入率はどのような状況になりましたか。

○藤井議長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 歳入の分担金でございますが、当初96万円でございます。これは3件並びに6万円というのは分納等もございますので、端数がついております。それから5件につきましては新規加入でございます。

それからこの件で加入率はどうかということでございますが、現在資料がございませんのでまた後ほど出させていただきたいと思っておりますが、全体から見ると5件というのは非常に微々たる率のアップということになります。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 部長さんは謙遜されて言われたのかもわかりませんが、予算3件と分納で4件ありながら、補正で5件もしたということは私は職員の努力を認めたいとそういうふうに申し上げます。それを徹々たるもんだというようなことでは、私らが評価してるのに担当課が徹々たるもんだということになると私らもちょっと評価しすぎたかなと思う。それで加入率がわからんというようなことでも、これまたお粗末なところがあるんですね。私ら担当の所轄でございますので委員会で伺いますが、せっかくこちらが前向きな質問をしているのをそういう形ではやっぱり部長さんとしても士気の高揚に上がらないと思ったりするんですね。そのあたりも今後の視野に生かして、予算に対して150万、5件あったと、よくやったと、まだ加入者はまだだと。100%を目指してどのような意気込みでおられるかというのを聞いて質問にします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 大変失礼をいたしました。議員さんの心強い発言をいただきまして、今後とも努力してまいりたいと思います。この件につきまして、この農業集落排水事業に限らず努力をさせていただきたいと思います。失礼します。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号「平成22年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第108号 平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第17、議案第108号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第108号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事特別会計補正予算(第2号)」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万7,000円を追加し、予算の総額を2億6,977万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入3,000円、繰入金370万5,000円、繰越金1万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、施設費380万円、諸支出金1万9,000円をそれぞれ追加し、総務費9万2,000円を減額するものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは要点の御説明をいたします。議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、5款の財産収入、1項、1目の利子及び配当金で3,000円の増加につきましては基金利子を歳入するものでございます。

6款の繰入金、1項、1目の一般会計繰入金で370万5,000円の増額は一般管理費、施設管理費、一般会計繰出金の補正に伴い、繰入金を増額するものでございます。

7款の繰越金、1項、1目の繰越金で1万9,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を歳入するものでございます。

次に歳出の10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目の一般管理費で9万2,000円の減額につきましては一般職員人件費9万5,000円の減額、基金利子を基金に積み立てるための3,000円の増額によるものでございます。

2款の施設費、1項、1目の施設管理費で11節需用費380万円の増額はフロアの修繕取りかえ、浄化槽本体の修繕料を計上しております。

4款の諸支出金、1項、1目の一般会計繰出金で1万9,000円の増額につきましては平成21年度決算による余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 10ページの施設管理費について伺います。

先ほど修繕料のフロアと本体と言われましたが、これはどういう状況のものの管理費でしょうか。説明をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 修繕料380万円の計上でございますが、これは現在、当初予算に対しまして561万円と執行しております。これを修繕料は今後3月までの見込みも含めましてブロアの修理代、それからブロアの新規購入代、それから本体破損修理代、それぞれ見込みを立てまして3月までの見込みとしまして予算を計上させてもらっておるところでございます。9月までの実績でございますが、ブロアの修理が111台、ブロアの新規購入が21台、本体の破損修理が20機というふうになっております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 これは年代的というんですが、耐用年数的にはこのブロアの非常に多いわけですが、それと本体ということがありますが、耐用年数的にはどういうふうな状況がきて、この本体またはブロアというふうになったのでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 耐用年数の件でございますが、ブロアの耐用年数は11年、本体は30年ということになっております。ただ本体の中に仕切り版が剥離したり、あるいはまた本体のクラックが生じたりというようなことで修理が必要な場所もございますので、その点の補修をしておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 耐用年数がブロアが11年で、本体が30年。これは30年いうたらまだ執行してからその経緯がたっていないような気がするんですが、これは業者のほうの欠陥はないんですか。これは本来なら管理者は市のほうですから当然やらなきゃいけないんですが、耐用年数がこれだけありながらこれだけの件数が出てくるというのは私らとすれば本体が余りにも、本体工事の20機とかこれ以前にされてるかもわかりませんが、そういうことが起きること事態がまだ古い物があってやってるのか。古いのは合併浄化槽に対応してなかったと思うんですね。簡易浄化槽じゃなかったかと思うんですが。そのあたりはどのような判断で修繕をされているのか。これは完全なる自然の起こり得る修繕費として見られているのか、その辺りの業者の方のチェックのほうは済んでのことでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 個人の方の通常の維持管理範囲の中での修繕が必要なものは市が見ておるといところでございます。この管路の下水管を浄化槽の設置をしておりますけれども、ブローにしても本体にしても主体損除とございますのでどこで修理が発生するかわかりませんが、この通常の維持管理範囲内で故障が発生したものは見ておるとい状況でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
質問回数3回になっておりますが、許可をしたいと思います。  
16番 入本和男君。

○入本議員 だから市とすれば業者のミスではないと。耐用年数が30年あるけど、自然発生してこれは市の管理のものだから市が修繕するというふうに判断するべきでしょうか。そうすると耐用年数30年というのは覆さないといけないと思いますが、そのあたりの見解について答弁をお願いします。

○藤井議長 ただいまの質議に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それぞれの検査等もございますので、先ほど申し上げましたように維持管理範囲内ということになりますと、市が修繕を見ているということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
14番 青原敏治君。

○青原議員 ここで聞くべきかどうかというのは定かではないんですが、先立って支所別懇談会を市のほうでやられて八千代の場合ですけど、特環ということで工事を進められて今年度はもう打ち切るんだと。来年度からは合併槽で対応していこうと思ってるんだということははっきり市長さんの口のほうから出たわけですね。それを受けて今住民の方が合併槽にやりかえよって言うんですね。そういったときの扱いはどういうふうになるのか、もし回答ができれば。私らで見れば補助金を出してあげてもらいたいなという思いがしておるんですが、この前担当課のほうに行くと、それはちょっとどうですかなというクエスチョンだったから今ここで聞いてみるんですが、そこらあたりの取り扱いはどういうふうにされるか。もちろん市の設置型だったら分担金を払って市がすべてを設置するという形になろうと思うんですが、現在もう個人でやっておられるんですね。申請しても補助金がもらえなかったよということになっておるんで、そこらあたりはどうなんだろうかということをお聞きしたい。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 下水道事業につきましては、管路事業から浄化槽設置という切りかえを平成24年度から行いたいということでこの前支所別懇談会では八千代の質問があったときに今年度見直しをし、平成23年度に認可申請を行い24年度から合併浄化槽の設置の事業に取り組んでいくということを説明

させていただきました。この浄化槽設置に間に合わないということは個人設置型ということで事業を今取り組んでおるところでございます。市設置型が24年度からでございますが、それまでの間は個人設置型で取り組むということになってます。その辺の御理解を願いたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 そういうふうの説明されたと言われるんでしたらしょうがないんですが、ただ個人的にやっておられるんですね。それが今の特環の区域内であるんで補助金は出ませんというふうになっておるんですね。そこらあたりの今の答弁になかったんですが、ぜひ出して、補助金を個人設置型の補助金を出しておりますね。出していただきたいと思うんですが、そこらあたりの見解はどうですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 その点につきましては、また現地等も見させていただきまして検討をさせていただきますと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

5番 和田一雄君。

○和田議員 5番、和田です。今の1個1個かたをつけていかななくてはならないと思うんですが、先ほどブローと本体の耐用年数11年と30年、それは間違いないですかね。それと今のこのことに関しては、30年も11年も耐用年数があって、行政がメーカーもあるわけですよ。そのメーカーがうちのほうではこれだけはもちますよという保証があるわけですから、その辺のところのチェックとか。それから業者によってという話がありましたけれども、これも浄化槽の国家資格を取ったものはそこに設置する場合でも一緒に写真をとつとかないかんというようなことがあろうと思うんです。それで今のとにかく壊れたら保証すると、直していかないけんということではいけんと思うんですよ。結局、維持管理はそこで個人的に管理をすと言っても使っておるのは自分ですから、この辺のところのチェックとか。それからどういうところで壊れたのか、その原因が何なのか、チェックシートとかそういうことを今度管理していかんと、壊れたら直す、壊れたら直すだったら仕事もやりっ放し、据えつけがすれば据えつけのやりっ放し。そうでなしにやはり埋めもどしにしても少しでも大きいセキュリティでもあれば、そのFRPでもすぐ壊れますのでそういったところとか、そういったところも管理していかないといけないんじゃないかと。ですから原因はどこにあるかということを追っていかんと、このことについてはなくならんと思うんです、こういう事故は。ですから耐用年数がそれだけのものがあるんで、先ほども言われたすぐに直すようなことでは何かおかしいところがあるんじゃないかと思うんです。ですからメーカーと業者と発注者、そこら辺でのよくチェックをして今後やられたらどうかと思います。以上です。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 そもそもこの下水事業につきましては、出発の時点から大きく年月がたっていて面的な工事から各管路工事からそれぞれの合併浄化槽に切りかえていこうというのが、今安芸高田市の姿勢になってるわけです。具体的に言えば、面的な工事は例えば600万円かかる。合併浄化槽につきましては100万円で設置できるというそういった費用対効果。それと先ほどから御指摘がございますように、今の技術水準では面的も合併浄化槽のほうも耐用年数のほうはさほど差がないと。よって市の下水道使用料によって徴収していきますよという基本的なことで進めていきよるわけですね。

極端な例を和田議員言われますが、例えば30年で中にはそういったブロー等故障があるというケースがあろうと思いますが、当然、市の責任の分担メーカー、それぞれを点検しながらやっていく必要があろうと思います。

きょう御指摘があったのも部長が遠慮して余り申し上げておりませんが、再度私のほうからも担当課のほうへそういったチェック体制なり責任役割分担について十分指導してまいりたいと思います。

それとちょうど端境期の面的工事から合併浄化槽の切り替え期間についてもその期間は定かではありませんが、個人設置型というのがございますので、できればそれで救済して市設置型のほうへつないでいくというのが基本姿勢でございますので、その点も現場のほうで調査のほうを指示して、不平不満、公平さをかかさないようにしていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第108号「平成22年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第109号 平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正
予算（第2号）

○藤井議長 日程第18、議案第109号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第109号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ712万円を追加し、予算の総額を5億5,152万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金678万6,000円、繰越金237万5,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金204万1,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、施設費686万8,000円、諸支出金237万5,000円をそれぞれ追加し、総務費212万3,000円を減額するものであります。

以上、慎重に御審議を下さり適切なる議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは要点の御説明をいたします。まず歳入の関係ですが、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項、1目の分担金で75万9,000円の増額は加入者分担金10件分の増によるものでございます。2項、1目負担金280万円の減額でございますが、主要地方道吉田豊栄線に伴います水道管移設工事の負担金減によるものでございます。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金678万6,000円の増額は主なものとしまして消火栓設置工事に伴います繰り入れ、それから施設管理費の繰り入れの増によるものでございます。

6款繰越金237万5,000円の増額は平成21年度の決算によります余剰金を歳入するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費212万3,000円の減額につきましては人件費の減額、それから簡易水道事業一般管理費170万2,000円の減額でございます。この内訳としまして、水道メーター検針業務、それから水道窓口業務負担金の26万5,000円の増額、それから消費税確定に伴います公課費329万7,000円の減額に伴うものでございます。

次に2款施設費、1項施設管理費の741万8,000円の増額でございますが、管理運営費で水質検査による精算見込みによる委託料の284万7,000円の減額。施設管理費で光熱水費、電気代、管路の修繕費で511万3,000円。

遠隔監視装置にかかる通信運搬費の増で役務費41万円の増額をしております。需用費の513万円の増額でございます。電気代、修繕費の増によるものでございます。工事請負費の関係でございますが、472万5,000円を増額しております。八千代給水区の北原浄水場第3貯水ポンプ場の水中ポンプの更新及び電気設備工事費の修繕でございます。2項の施設建設費では55万円減額させていただいております。これにつきましては、向原給水区の主要地方道吉田豊栄線の水道管移設工事による調査設計費の100万円の減額。それから八千代下水道事業に伴います水道管移設工事の清算見込みによりますもので、合わせて55万円の減額となっております。

それから4款の諸支出金では、次のページでございますが、繰出金237万5,000円の増額でございますが、平成21年度の決算による余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第109号「平成22年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第110号 平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第19、議案第110号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第110号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万2,000円を減額し、予算の総額を1,375万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金2万6,000円を追加し、繰入金8万8,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費1万2,000円、諸支出金2万6,000円を追加し、施設費10万円を減額するものであります。

以上、慎重に御審議をしてくださり適切なる議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 要点の御説明をいたします。議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず歳入の関係でございますが、3款繰入金、1項、1目の一般会計繰入金8万8,000円の減額でございますが、これにつきましては一般管理費、管理運営費の減額によるものでございます。

4款の繰越金は平成21年度の決算による余剰金2万6,000円を歳入するものでございます。

次に歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目の一般管理費では1万2,000円を増額しております。内訳といたしまして委託料の7,000円の減額、負担金及び交付金で窓口業務負担金1万9,000円の増額によるものでございます。

2款施設費、1項、1目施設管理費10万円の減額につきましては管理運営費の水質検査業務委託料の精算見込みによる減額でございます。

4款の諸支出金では1項、1目一般会計繰出金2万6,000円につきましては平成21年度の決算余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。以上で説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第110号「平成22年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第10号 ごみ減量と循環型社会実現に向けた取り組みを求め
る意見書について

○藤井議長 日程第20、発議第10号「ごみ減量と循環型社会実現に向けた取り組みを求める意見書について」の件を議題といたします。

この際議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

16番 入本和男君。

○入本議員 発議第10号「ごみ減量と循環型社会実現に向けた取り組みを求める意見書について」提案理由を説明をさせていただきます。

循環型社会の形成を目指して、平成13年循環型社会形成推進基本法が施行され容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の個別のリサイクル法も次々と制定、改正される中、平成20年には第2次循環型社会形成の推進基本計画が閣議決定され実効性のある取り組みが期待されました。しかし、一般廃棄物のリサイクルコストの大部分を占める収集運搬、分別、保管の費用を負担する地方自治体ではリサイクルに積極的に取り組むほど自治体の財政を圧迫するという状況は改善されていません。さらに本来優先的に実施すべきリデュースやリユースが進展せず、このままでは大量リサイクルの社会になる恐れがあります。また、廃家電製品についてはリサイクル料金が高額になった等から不法投棄があとを絶たず、特に中山間地の自治体にとってはその回収処理及び対策費用の捻出が大きな課題となっております。

よって安芸高田市議会は政府に対し、本当の意味での循環型社会が構築できるよう次の2点について実現を強く要望するものでございます。

1、リデュース及びリユースを促進するための施策実施。リタナーブルびんのように繰り返し利用ができる容器の利用が促進されるような制度を導入し、経済的にもリサイクルによりリデュース、リユースが優先されるような仕組みを早急に講じること。

2としまして、EPRを徹底するために施策の実施。EPRの原則からすれば廃家電製品や容器包装についても生産者が回収ルートを整備するのが当然であり、自治体の収集、運搬費用については生産者が負担する制度に改めることと。以上、提案理由の説明といたします。皆様の慎重ある審議をもって適正なる議決をお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第10号「ごみ減量と循環型社会実現に向けた取り組み

を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前10時から再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員